

千葉市中途失明者緊急生活訓練事業実施要領

1 目 的

この事業は、中途失明者に対して将来の生活の方途を見出すために、必要な助言、指導並びに自立生活に必要な訓練としての感覚訓練、点字指導等を行い、中途失明者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は千葉市とする。ただし、事業については、福祉団体等に委託して行うことができる。

3 対 象 者

この事業の対象者は、中途失明者及び介護人とする。

4 講習内容

講習内容は原則として、次のとおりとする。

- (1) 感覚訓練
- (2) 点字指導
- (3) 盲人用具の使用方法
- (4) 歩行訓練
- (5) 日常生活動作訓練
- (6) 生活上、援護に関する助言・指導

5 実施上の留意事項

緊急生活訓練は、中途失明者が抱いている不安な心理状態を速やかに解消するための助言・指導をまず行い、感覚訓練等の基礎訓練を中心に更生意欲を高めるような訓練計画を作成し実施する。

6 実施報告

事業終了後速やかに、別に定める様式により実績報告を市に提出すること。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。